

KAWANO

PRESS 平成27年 12月1日発行

No. 68

発行元：
(有)ユービーシー経営 Tel:0836-33-6717
河野会計事務所 Fax:0836-33-6753
〒755-0036 Mail:info@ubc-net.com
宇部市北琴芝 1-6-10 URL:http://ubc-net.com

知っておきたい医療費控除



確定申告の時期になると注目される「医療費控除」。今回は、医療費控除の概要と注意点をご説明します。

◆医療費控除とは？

自己又は自己と生計を一にする配偶者やその他の親族のために医療費を支払った場合には、一定の金額の所得控除を受けることができます。

◆対象になる医療費は？

次の要件を満たしている医療費です。

①納税者が、自己又は自己と生計を一にする配偶者やその他の親族のために支払った医療費

②その年の1月1日から12月31日までの間に支払った医療費

歯の治療などで治療中に年が変わるときは、それぞれの年に支払った医療費の額が、各年分の医療

◆いくら控除される？

医療費控除の金額は次の式で計算した金額（最高で200万円）です。

(実際に支払った医療費の合計額－保険金などで補てんされる金額)－10万円※

※その年の総所得金額等が200万円未満の人は、総所得金額等の5%の金額

◆医療費を補てんする金額とは？

健康保険組合などから支払われる高額療養費や生命保険契約などの特約により支払われる入院費給付金などを受け取っている場合は、その金額を支払った医療費から差し引かなければなりません。



◆医療費控除を受けるためには？

確定申告が必要です。医療費の支出を証明する書類、例えば領収書などを、確定申告書に添付するか、確定申告書を提出する際に提示します。

また、給与所得のある方は、このほかに給与所得の源泉徴収票(原本)の添付も必要です。

◆医療費控除の対象となるもの、対象とならないもの

確定申告時にお問い合わせが多い事例をご紹介します。判断に迷われた場合は、担当者へお尋ねください。



①医師又は歯科医師による診療又は治療の対価

☆**注意** 健康診断の費用や医師等に対する謝礼金などは原則として含まれません。

※健康診断等の費用は、疾病の治療を行うものではないので、原則として控除の対象とはなりません。健康診断等の結果、重大な疾病が発見され、かつ、その診断等に引き続きその疾病の治療を行った場合には、その健康診断等は治療に先立って行われる診察と同様に考えることができるため、その健康診断等のための費用も控除の対象となります。

☆**注意** 入院費用のうち次のものは対象になりません。

- ①入院に際し購入する寝巻きや洗面具などの身の回り品の代金
- ②医師や看護師に対するお礼
- ③本人や家族の都合だけで個室に入院したときなどの差額ベッドの料金
- ④入院中、出前を取ったり外食した場合の食事代
(病院で支給される食事は入院代に含まれ、対象となります。)

②治療又は療養に必要な医薬品の購入の対価

☆**注意** 風邪をひいた場合の風邪薬などの購入代金は対象となりますが、ビタミン剤などの病気の予防や健康増進のために用いられる医薬品の購入代金は対象となりません。

③あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師、柔道整復師による施術の対価

☆**注意** 単に疲れを癒したり、体調を整えるといった治療に直接関係のないものは含まれません。

④介護保険制度の下で提供された一定の施設・居宅サービスの自己負担額

☆**注意** 日常生活費等、医療費控除の対象とならないサービスがあります。

なお、指定介護老人福祉施設等、指定居宅サービス事業者等が発行する領収書には、医療費控除の対象となる医療費の額が記載されることとなっています。

⑤医師等による診療等を受けるための通院費、医師等の送迎費、入院の際の部屋代や食事代の費用、コルセットなどの医療用器具等の購入代やその賃借料で通常必要なもの

☆**注意** 自家用車で通院する場合のガソリン代や駐車場の料金等は含まれません。

⑥傷病によりおおむね6か月以上寝たきりで医師の治療を受けている場合におむつを使う必要があると認められるときのおむつ代

☆**注意** 医師が発行した「おむつ使用証明書」が必要です。



(参考資料：国税庁HP)

年末調整の注意事項

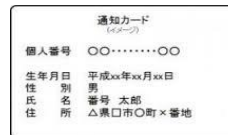


今年も年末調整を行う時期が近づいて参りました。年末調整は、給与の支払いを受ける人の一人一人について、毎月の給料や賞与などの支払の際に源泉徴収をした税額と、その年の給与の総額について納めなければならない税額（年税額）のとを比べて、その過不足額を精算する手続きです。

以下の表を使って、提出書類に誤りが無いかチェックしてみてください。

<p>扶養控除申告書</p> <ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/> 控除対象扶養親族は、年齢16歳以上の扶養親族ですか。 <input type="checkbox"/> 老人控除対象配偶者又は老人扶養親族は、年齢70歳以上ですか。 <input type="checkbox"/> また、その老人扶養親族が、あなた又はあなたの配偶者の直系尊属で同居を常況としている人の場合「同居老親等」に○を付けていますか。 <input type="checkbox"/> 特定扶養親族は、年齢19歳以上23歳未満ですか。 <input type="checkbox"/> 控除対象配偶者又は扶養親族があなたと別居している場合常に生活費等の送金を行うなど、その控除対象配偶者等と生計を一にしているといえますか。 <input type="checkbox"/> 控除対象配偶者、控除対象扶養親族又は年齢16歳未満の扶養親族の合計所得金額はそれぞれ38万円以下ですか。 <input type="checkbox"/> 障害者に該当する（人がいる）場合に記載もれはないですか。 ※障害者控除は、年齢16歳未満の扶養親族も適用を受けることができます。 <input type="checkbox"/> 寡婦、特別の寡婦、寡夫又は勤労学生に該当する人は、あなた本人ですか。 <input type="checkbox"/> 住民税に関する事項に、年齢16歳未満の扶養親族を記載していますか。 	<p>保険料控除申告書</p> <ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/> 各種の保険料等はあなたが支払ったものですか。 <input type="checkbox"/> 生命保険料控除額及び地震保険料控除額の計算は正しく行われていますか。 <input type="checkbox"/> 一般の生命保険料又は介護医療保険料に係る契約は、保険金等の受取人を、あなた又はあなたの配偶者や親族とするものですか。 <input type="checkbox"/> 個人年金保険料に係る契約は、保険金等の受取人を、あなた又はあなたの配偶者が生存している場合には、これらの人のいずれかとするものですか。 <input type="checkbox"/> 地震保険料に係る契約は、あなた又はあなたと生計を一にする親族が所有し常時居住している家屋や、これらの人が所有している生活に通常必要な家財を保険の目的にするものですか。 <input type="checkbox"/> 地震保険料と旧長期損害保険料との区分は正しくされていますか。 <input type="checkbox"/> 社会保険料の金額に給料から差し引かれた社会保険料を記載してはいませんか。 <p>配偶者特別控除申告書</p> <ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/> あなたの合計所得金額は、1,000万円以下ですか。 <input type="checkbox"/> 配偶者の合計所得金額は、38万円超76万円未満ですか。 <input type="checkbox"/> 配偶者特別控除額の計算は正しく行われていますか。
---	---

年末調整(マイナンバー)Q&A



平成28年分の扶養控除等申告書について、平成27年12月末までに給与支払者に提出する場合には、個人番号（マイナンバー）を記載する必要はありません。以下のQ&Aをご参考にしてください。

Q. 平成27年中に個人番号（マイナンバー）の記載のない扶養控除等申告書を受領した場合、平成28年中に従業員に補完記入してもらう必要はありますか？

A. 平成27年中に個人番号の記載のない扶養控除等申告書を受領した場合、平成28年以降、従業員に従業員等の個人番号を補完記入してもらう必要はありません。

なお、平成28年分の給与所得の源泉徴収票（税務署提出用）を作成するために、従業員から個人番号を取得する手段として、平成27年中に提出された扶養控除等申告書へ個人番号の補完記入を求めても差し支えありません。

また、平成28年分の源泉徴収票（税務署提出用）の作成に当たっては、平成28年末に提出を受ける平成29年分の扶養控除等申告書に記載された個人番号（平成29年分から扶養親族でなくなった者がいる場合には、当該扶養親族の個人番号については別途取得が必要です。）を使用することとしても差し支えありません。

（参考資料：国税庁HP）

確定申告、年末調整についての詳細は、各担当者にお問い合わせください。



山口市とクリスマスの意外な関係



室町時代、山口を治めていた大内氏は京都をはじめ、朝鮮半島や中国大陸から様々な文化・学問・宗教を取り入れ、西国一と呼ばれるほどの経済発展とともに文化あふれる個性的なまちづくりをしていました。

第31代大内義隆は1552年、旧暦12月9日（西暦12月24日）に降誕祭を行い、これが日本で最初に祝われたクリスマスといわれています。このことから山口市は毎年この時期に「クリスマス市」と称して様々なイベントを開催しているそうです。

皆さんもぜひ、クリスマスにちなんだイベントに足を運んでみてはいかがでしょうか？

●クリスマス・コンサート●

開催日：12月23日（水・祝）

場所：山口サビエル記念聖堂

時間：18：30開演（18：00開場）

竹永久男（バリトン）、高原史乃（ソプラノ）
サビエル記念聖堂少年少女合唱団「ステラ」
寺岡恵美（オルガン）



詳しくはホームページにて
<http://www.xmas-city.jp/>



●日本のクリスマスは山口から点灯式●

開催日：12月5日（土）

場所：一の坂川交通交流広場 及び周辺

時間：16：00～18：00（予定）

定員：なし（ふるまいのお菓子は無くなり次第終了）

一の坂川交通交流広場にて「日本のクリスマスは山口から点灯式」を行います。
桜イルミ、旧サビエルイルミを中心に今年はちょうちんツリーも登場します。
クリスマスオリジナルスイーツのふるまいもあります。
（先着順）



☆☆新入社員紹介☆☆

★河野事務所に新しい仲間が入ったので紹介します★

- ・名前 藤井 照美
- ・最近ハマっている事 ネットで見るだけショッピング
- ・目標 資格取得
- ・挨拶 はじめまして
産休要員としてお世話になります。
一日も早く皆様のお役に立てます様
奮闘中??の毎日です。
宜しくお願い致します。

- ・名前 井口 卓哉
- ・趣味・特技 ジョギング,散歩,読書
- ・目標 「お客様」はもちろんですが、職場の先輩方にも信頼されるスタッフになることです。
人格面でも、仕事への情熱、知識面でも、多くの人に安心し、頼られる会計人になることが目標です。
- ・挨拶 1日でも早くお客様のお力添えができるように粉骨砕身、仕事に取り組みます。
ふつつか者ですが、宜しくお願いします。

◆◇年末年始休業のお知らせ◆◇



12月29日（火）から1月3日（日）までをお休みとさせていただきます。
よろしくお願いします。

